

# 万代ネット宅配会員規約

株式会社万代（以下「当社」といいます）が運営・提供するネット宅配サービス（以下「万代ネット宅配」といいます）についてその利用規約（以下「本規約」といいます）を以下のとおり定めます。

## 第1条（会員）

- 1.本規約を承認のうえ、当社に万代ネット宅配利用の申込みをし、当社が適格と認めた方を会員とします。
- 2.前項の会員は、商品の受渡し方法の違いにより以下のいずれかに分類され、入会時にどの会員になるかを自ら選択するものとします（以下、下記の区分の会員を全てまとめて「会員」と総称します）。
  - (1)ロッカー会員  
当社所定の商品保管庫（鍵付きロッカー）を自宅に設置いただき、当該ロッカーに商品を置き配する場合
  - (2)手渡し会員  
商品を当社の配達員が直接手渡しする場合（宅配ボックスへの配達は行っておりません）。ただし、集合住宅にお住まいの方に限られます。
  - (3)置き配会員  
当社指定のカバーを被せ、指定場所へ置き配する場合。ただし、「万代ネット宅配置き配について」のすべての条件にご同意いただく必要があります。
- 3.一人の会員が同時に前項各号に定める会員を兼ねることはできませんので、あらかじめご了承ください。

## 第2条（ご入会条件）

- 1.会員と認められるためには、以下の条件を全て満たしている必要があります。
  - (1)当社の指定する配達可能地域にお住まいであること。ただし、ロッカー会員、手渡し会員と置き配会員で配達可能地域が異なる場合がありますので、それぞれの配達可能地域をあらかじめご確認ください。
  - (2)パソコン、スマートフォン、ネット回線など万代ネット宅配を利用するための環境を用意できること
  - (3)ご自宅前付近に宅配車両（軽四自動車）が停車できる道幅スペースがあること
  - (4)配達場所が地上2階以上の場合は、エレベーターがあり、各階ごとに停止すること
  - (5)ロッカー会員であり、かつ配達場所が一戸建ての場合は、敷地内に商品配達用の商品保管庫（鍵付きロッカー）を設置できること
  - (6)ロッカー会員であり、かつ配達場所が集合住宅の場合は、専有部分又は共有部分に商品配達用の商品保管庫（鍵付きロッカー）を設置できること。ただし、オートロックで施錠されている場合は、配達時に解除していただけること

- (7)手渡し会員であり、かつ配達場所が集合住宅の場合は、必ず当社が定める配達可能時間に在宅し、商品の受渡ができること
- (8)置き配会員であるときは、一戸建てまたは集合住宅の専有部分又は共有部分に商品配達用の一時置場を確保できること（配達場所が集合住宅の場合は、配送員の立入り、指定場所へ商品を置くこと、配達完了時の写真撮影が当該集合住宅の管理規約等に違反しないこと）、及び、オートロックで施錠されている場合は、配達時に解錠していただけること
- (9)20歳未満でないこと

### 第3条（月会費）

1. 万代ネット宅配の月会費として、下記の通り、毎月1日にご精算させていただきます。
  - (1)ロッカー会員：月額500円（税込550円）
  - (2)手渡し会員：月額800円（税込880円）※一部店舗のみ実施  
※2023年9月30日までに入会（仮登録含む）の会員は月額500円（税込550円）。  
※鶴見諸口店のみ2023年7月23日までに入会（仮登録含む）の会員は月額500円（税込550円）。
  - (3)置き配会員：月額800円（税込880円）※一部店舗のみ実施
2. 前項の月会費は、第9条の休会手続きを取らない限り、万代ネット宅配をご利用いただかない月もご精算させていただきます。
3. 第1項の月会費は、理由の如何を問わずご返金いたしませんので、あらかじめご了承下さい。
4. 第1項の月会費は、当社の都合により変更させていただく場合があります。

### 第4条（サービス料）

1. 一回のご注文の合計料金が1,500円（税抜）未満の場合は（この金額を以下「最低配達金額」といいます）、前条の月会費とは別に、サービス料100円（税込110円）をいただきます。
2. 前項のサービス料及び最低配達金額は、当社の都合により変更させていただく場合があります。

### 第5条（ご利用限度額）

1. 会員の万代ネット宅配でのご購入について、ご利用限度額はございません。

### 第6条（ご利用代金の決済）

1. 万代ネット宅配のご利用代金は会員があらかじめ登録したクレジットカードにより支払うものとします。
2. 会員ご本人名義以外のクレジットカードによるお支払いは受け付けません。
3. 第1項の締切日及び支払日については、登録されたクレジットカード会社の規則に準じ

るものとしします。

4.クレジットカードの有効期限切れなどの理由で、決済ができなかった場合の代金は、カード再登録後に合算して支払うものとしします。

## 第7条（届出事項の変更）

1.会員は、会員の住所、氏名、電話番号などに変更が生じた場合、当社まで、速やかに連絡をしなければなりません。またクレジットカードに変更が生じた場合、万代ネット宅配注文サイトにて速やかにカード情報の再登録を行わなければなりません。

## 第8条（脱会）

1.会員が都合により脱会するときは、当社指定の届出をするものとしします（退会希望日の5日前までにフリーダイヤル（0120-030-230 受付時間 9:00～18:00 1月1日～1月3日を除く）にご連絡をいただきます。ただし、当社に対する未払債務がある場合、当社に対する債務の全額を完済したときをもって脱会されたこととなります。その際、ロッカー会員である場合は、当社にて商品保管庫（鍵付きロッカー）を速やかに撤去します。

## 第9条（休会）

1.毎月25日までに、あらかじめフリーダイヤル（0120-030-230 受付時間 9:00～18:00 1月1日～1月3日を除く）にご連絡をいただく事で、次月度以降の受注をストップします。なお、休会中の月会費は不要ですのでご精算いたしません。

2.前項の休会中、ロッカー会員である場合は、当社にて商品保管庫（鍵付きロッカー）を一時的に撤去します。

## 第10条（会員資格の取消し）

1.会員が次の項目のいずれかに該当し、又は、当社において不相当と判断する場合には、当社が一方的に会員の資格を取り消すことができるものとしします。

- (1)会員が入会時に虚偽の申告をされた場合
- (2)本規約に違反された場合
- (3)ご利用代金の決済が遅延した場合
- (4)会員の信用状態に重大な変化が生じた場合
- (5)手渡し会員または置き配会員であり、第17条1項及び同条2項に規定する商品の受渡ができない状況が2回以上発生した場合。
- (6)第18条1項に規定する保管期限を超えてもお客様による商品の引き取りがない状態が一度でも発生した場合。
- (7)公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為があった場合
- (8)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）、テロリスト等日本政府若しくは外国政府が経済制裁の対象として指定する者に該当するこ

と、又は暴力団員等と一定の関係を有すること（暴力団員等に対して資金を提供し若しくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められること、暴力団員等を不当に利用していると認められること、又は、会員が法人の場合、暴力団員等がその経営を支配し若しくはその法人の経営に実質的に関与していると認められること、その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること）（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」といいます。）が判明した場合

(9)ご利用状況が適当でないとして当社が判断した場合

2.前項により会員資格が取り消された場合、当該会員は第3条に定める支払期限にかかわらず、ただちに未決済代金の全額を当社にご持参の上、お支払いいただきます。

## 第11条（暗証番号）

- 1.当社は会員からの申し出により、万代ネット宅配アプリのログイン暗証番号を登録するものとします。ただし、会員からの申し出がない場合は、当社所定の方法により登録するものとします。
- 2.当社の故意又は重大な過失による場合を除き、本人以外の者に暗証番号を知られた事から生じた損害は会員の負担となります。

## 第12条（商品保管庫の設置）【ロッカー会員のみ適用】

- 1.ロッカー会員は、原則として、自宅に商品保管庫（鍵付きロッカー）を設置するものとします。
- 2.ロッカー会員が脱会するときは、速やかに備品（商品保管庫（鍵付きロッカー）・鍵）を当社に返却するものとします。
- 3.ロッカー会員は、貸与された備品を丁寧に取り扱いねばなりません。会員の責に帰すべき事由により、備品を紛失した場合又は著しく損傷した場合には、当社に対して、その備品の実費を弁償するものとします。（商品保管庫（鍵付きロッカー）20,000円（税込22,000円）・カギ800円（税込880円））

## 第13条（カバーの取り扱い）【置き配会員のみ適用】

- 1.置き配会員に対してお渡しするカバーについては初回のみ無償で提供するものとし、提供後は会員が管理するものとします。
- 2.万が一、カバーを会員の責めに帰すべき事由により紛失または汚破損する等交換が必要となった場合は、改めてカバーをお渡しいたしますが、カバー料金として800円（税込880円）を頂くものとします。

## 第14条（ご注文商品の受渡し）

1.ご注文いただいた商品は、原則として以下の方法でお届けいたします。

(1)ロッカー会員の場合

会員宅設置の商品保管庫（鍵付きロッカー）に置き配する方法

(2)手渡し会員の場合

当社が定める配達可能時間に自宅を訪問し、会員に直接手渡しする方法

### (3)置き配会員の場合

当社が定める配達可能時間に自宅を訪問し、指定された場所に置き配する方法

- 2.商品は、お買上明細書と共に、商品保管庫（鍵付きロッカー）にお届けすること、直接手渡しをすること、または指定された場所に置き配することをもって、会員との間において商品の受渡しが行われたものといたします。
- 3.配達完了後に、お届けした商品の盗難、紛失、汚損、破損、変質、品質劣化、荷札に記載された情報の漏えい等による損害等について、万代は、万代に故意または重過失がある場合を除き、その責任を負わないものとします。ただし万代の軽過失により、お客様に対して債務不履行または不法行為に基づき損害賠償責任を負う場合においてはこの限りではなく、お客様に生じた損害のうち現実に発生した直接かつ通常の損害に限り損害賠償責任を負うこととし、かつ、10万円を上限とします。

### 第15条（変更、キャンセル）

- 1.当社が定める締切時間までに当社所定の方法により申請いただければ、ご注文後の変更・キャンセルが可能です。

### 第16条（品切れ）

- 1.ご注文いただいた商品が品切れしていた場合、当該商品についてのみ注文のキャンセルをいたしますので、あらかじめご了承ください。

### 第17条（不在時の対応、及び再配達）【手渡し会員・置き配会員のみ適用】

- 1.手渡し会員の方が配達可能時間に万が一ご不在の場合は、商品を持ち帰らせていただきますので、あらかじめご了承ください。この場合、ご自宅の郵便受けなどに不在票をお入れいたしますので、お手数ですが所定の再配達手続きを行ってください。
- 2.置き配会員の方で商品の指定場所を特定できない、指定場所を使用できない、指定場所に安全に置き配することができないと配送員が判断した場合、または台風や強風などの荒天時は、呼び鈴を鳴らし、手渡しさせていただく場合がございます。その際ご不在の場合は、前項と同様の対応とさせていただきます。
- 3.第1項の再配達については、当日17:00までにご連絡いただけた場合に限り、当日18:00までの再配達を承らせていただき、それ以降にご連絡された場合は翌日以降の再配達とさせていただきます（翌日以降、通常の配達可能時間の範囲内でお届けさせていただきます）。また、再配達の時間帯に関して、ご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### 第18条（お持ち帰り商品の取扱い）【手渡し会員・置き配会員のみ適用】

- 1.前条に基づき商品を持ち帰った場合（以下、当該商品を「お持ち帰り商品」といいます）、当該商品はご登録店舗にて、当初の配達日から起算して1週間の限度で保管（以下「保管期限」といいます）させていただきます。ただし、生鮮食品（鮮魚・精肉・野菜・果物）、惣菜など、1週間が経過するよりも早く賞味期限又は消費期限が到来する商品（以下「生鮮商品」といいます）については、当該賞味期限又は消費期限が到来す

るまでの保管とさせていただきます。なお、刺身など当日中に消費期限が到来する商品もあるため、ご注意ください。

- 2.お持ち帰り商品の保管が前項の保管期限を超えた場合、生鮮商品については全て廃棄とさせていただきます、生鮮商品以外についてはキャンセル扱いとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 3.会員からお持ち帰り商品を変更、キャンセルすることはできませんので、あらかじめご了承ください。
- 4.お持ち帰り商品に関するお問合せは、第1項の保管期限内に、ご登録店舗へ10:00～20:00（当社休業日を除く）の間にご連絡ください。
- 5.お持ち帰り商品の代金は、ご登録のクレジットカードより、当日ご注文時の決済で引き落とされます。尚、生鮮商品については、第2項により廃棄された場合でも、理由の如何に関わらずご返金できませんので、あらかじめご了承ください。また、生鮮商品以外については、第2項によりキャンセル扱いとなった場合は、当社の指定する方法で商品代金をご返金させていただきます。

### **第19条（再配達料金）【手渡し会員・置き配会員のみ適用】**

- 1.手渡し会員・置き配会員への商品配達にあたり、第17条に規定した再配達が生じた場合、第3条の月会費、及び第4条のサービス料とは別に、再配達料金として1回につき500円（税込550円）をいただきます。
- 2.前項の再配達料金は、次回ご注文時にご精算させていただきます（次回ご注文が無いまま退会又は休会される場合は、退会又は休会された時点で精算し、長期間ご注文がない場合は随時当社よりご連絡いたします）。  
なお、理由の如何を問わず再配達料金はご返金しませんので、あらかじめご了承ください。
- 3.第1項の再配達料金は、当社の都合により変更させていただく場合があります。

### **第20条（万代ネット宅配の停止）**

- 1.当社は次のいずれかの理由で万代ネット宅配が提供できない場合、会員へ事前の通知をすることなく、一部若しくは全部を一時中断、又は停止することがあります。
  - (1)天変地異、災害、停電などの不可抗力による場合
  - (2)火災・事故などで公衆回線の障害が発生した場合
  - (3)システムトラブル・障害などによる場合
  - (4)店舗の定例定休日及び年末年始に休業する場合
  - (5)当社が万代ネット宅配の停止を必要と判断した場合。
- 2.前項の理由で万代ネット宅配が中断、又は停止されたことにより会員が被った損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

### **第21条（個人情報の取扱い）**

- 1.当社は、会員による万代ネット宅配の利用によって知り得る情報の管理及び取扱いについては、当社が別途定める「プライバシーポリシー」に従い、適切に取り扱います。

## 第22条（債権譲渡の承認など）

会員は、当社の都合により万代ネット宅配に関して生じた債権を金融機関、第三者に譲渡されても異議ないものとします。

## 第23条（規約の変更）

- 1.当社は、民法548条の4の規定に基づき、会員と個別に同意することなく、本規約の改定ができるものとします。なお、本規約の変更内容を通知した後に、会員が万代ネット宅配を利用した場合、変更内容が承認されたものとみなします。
- 2.本規約に記載した税込価格はすべて、法改正により税率が変更された場合はその都度、お客様に通知することなく当該新税率に応じた価格に変更いたしますので、あらかじめご了承ください。

## 第24条（合意管轄裁判所）

- 1.本規約に起因又は関連し、会員と当社との間で紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 【相談窓口】

- 万代ネット宅配のご利用についてのお問い合わせ、ご相談は下記までご連絡ください。

株式会社万代 ネット宅配事業部

[所在地]〒577-8543 大阪府東大阪市渋川町3-9-25

電話番号：0120-030-230（9:00～18:00 1月1日～1月3日を除く）

### 【販売者】

販売者：株式会社万代

所在地：〒577-8543 大阪府東大阪市渋川町3-9-25